

喀痰吸引等第三号研修受講料等助成のご案内

柴田町では、喀痰吸引等を行える体制や地域包括ケアシステムの構築の推進を図り、必要とする障がい者等の日常生活を支援するため、令和5年4月より喀痰吸引等研修のうち、第三号研修にかかった費用の一部を助成する制度を開始します。

1 助成の内容

対象
経費

【基本研修】・【実地研修】

職員等が受ける喀痰吸引等第三号研修の受講料(テキスト代及び保険料を含む)として、事業所等が負担した費用。

助成額

【基本研修】・【実地研修】

それぞれの研修につき、受講者1人に要した対象経費全額または10,000円のいずれか低い方の額。

2 助成対象者

柴田町に住民登録のある障がい者、障がい児または高齢者に対し、喀痰吸引を行うために職員等が喀痰吸引等第三号研修を受講し、修了した事業所等。

-ただし、以下をすべて満たす事業所-

- 受講した研修の実施機関が、職員等が所属する事業所等とは同一ではないこと。
- 研修受講者に喀痰吸引等を行う予定の利用者が存在していること。
- 他の制度による同種の助成金等の交付を受けていないこと。

【問い合わせ先】

柴田町福祉課

障害福祉班 : 0224-55-5010

長寿介護班 : 0224-55-2159

3 申請の流れ

1. 基本研修又は実地研修（もしくは両方）を受講する

2. 研修修了後6ヶ月以内に、必要書類を添えて町へ申請書を提出する

3. 町で申請内容を審査・決定し、交付（不交付）決定通知を送付します

4. 交付決定の場合、助成金が交付されます

【申請時必要書類】 様式は柴田町HPよりダウンロード下さい。

- 柴田町喀痰吸引等第三号研修受講料等助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 職員等が喀痰吸引等第三号研修を修了したことを証明する書類の写し
- 喀痰吸引等第三号研修を修了した職員等の雇用契約書の写し
- 受講料等の領収書と、費用の内訳が分かる書類
- 受講料等のうち事業所が負担した金額が確認できる書類
- 実地研修修了証等の喀痰吸引等を行う予定の利用者が確認できる書類

【補足事項】

- ① 喀痰吸引等利用者が柴田町民であれば、他市町村の事業所も申請できます。
- ② 研修受講後に利用者の死亡等の理由によりサービスを提供できなかった場合においても、要件を満たしていれば事業の対象となります。
- ③ 事業所等において、同一年度内に3名まで申請することができます。ただし、既に交付を受けている職員等は事業対象になりません。実地研修のみ、喀痰吸引等利用者が新たに発生した場合には、再度申請することができます。